

(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 (素案) 検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 (素案) (以下「条例素案」という。) について検討することを目的として、(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 (素案) 検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例素案の制定に向けて、次に掲げる事項について検討協議するものとする。

- (1) 条例素案の作成方法等に関すること。
- (2) 条例素案の内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、子どもの権利に関して見識を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会での検討結果について市長に報告が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において選任する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども政策部子ども家庭課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。